

第21回 在宅レセプト勉強会

在宅療養指導管理料

目次

テーマ

1.在宅療養指導管理料とは？

2.算定要件と留意点

おわりに

3.まとめ

1.在宅療養指導管理料とは？

在宅療養指導管理料とは？

入院中以外の患者もしくは看護にあたる者に対し
指導管理が必要かつ適切であると医師が判断し、
必要な指導管理を行った場合に算定できる。

1.在宅療養指導管理料とは？

全部で 3 5 項目

退院前在宅療養指導管理料	在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料	在宅人工呼吸指導管理料
在宅自己注射指導管理料	在宅寝たきり患者処置指導管理料	在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料
在宅小児低血糖症患者指導管理料	在宅自己疼痛管理指導管理料	在宅ハイフローセラピー指導管理料
在宅妊娠糖尿病患者指導管理料	在宅振戦等刺激装置治療指導管理料	在宅麻薬等注射指導管理料
在宅自己腹膜灌流指導管理料	在宅迷走神経電気刺激治療指導管理料	在宅腫瘍化学療法注射指導管理料
在宅血液透析指導管理料	在宅仙骨神経刺激療法指導管理料	在宅強心剤持続投与指導管理料
在宅酸素療法指導管理料	在宅舌下神経電気刺激療法指導管理料	在宅経腸投薬指導管理料
在宅中心静脈栄養法指導管理料	在宅肺高血圧症患者指導管理料	在宅腫瘍治療電場療法指導管理料
在宅成分栄養経管栄養法指導管理料	在宅気管切開患者指導管理料	在宅経肛門の自己洗腸指導管理料
在宅小児経管栄養法指導管理料	在宅喉頭摘出患者指導管理料	在宅中耳加圧療法指導管理料
在宅半固形栄養経管栄養法指導管理料	在宅難治性皮膚疾患処置指導管理料	在宅抗菌薬吸入療法指導管理料
在宅自己導尿指導管理料	在宅植込型補助人工心臓（非拍動流型）指導管理料	

1.在宅療養指導管理料とは？

在宅療養指導管理料とは？

入院中以外の患者もしくは看護にあたる者に対し
指導管理が必要かつ適切であると医師が判断し、
必要な指導管理を行った場合に算定できる。

1.在宅療養指導管理料とは？

取り扱うのは、以下の4項目

1 1月28日（金）第22回

- ①在宅半固形栄養経管栄養法指導管理料
- ②在宅成分栄養経管栄養法指導管理料

1 2月19日（金）第23回

- ③在宅中心静脈栄養法指導管理料
- ④在宅気管切開患者指導管理料

2.算定要件と留意点

算定要件

- ・当該指導管理が必要かつ適切であると医師が判断した患者について、
患者又は患者の看護に当たる者に対して、当該医師が療養上必要な事項について
適正な注意及び指導を行った上で、**当該患者の医学管理を十分に行い**、かつ、
各在宅療養の方法、注意点、緊急時の措置に関する指導等を行い、
併せて必要かつ十分な量の衛生材料及び保険医療材料（以下「衛生材料等」）を
支給した場合に算定する。
- ・ただし、当該保険医療機関に来院した患者の看護者に対してのみ当該指導を
行った場合には**算定できない**。

2.算定要件と留意点

算定要件

- ・ **1月1回**を限度として算定する。
- ・ 同一月に指導管理を2回以上行った場合は、**第1回の指導管理時**に算定する。
- ・ 2以上の保険医療機関が同一患者に同一の在宅療養指導管理を行っている場合には、主たる指導管理を行っている保険医療機関において在宅療養指導管理料を算定する。
- ・ 同一の保険医療機関において2以上の指導管理を行っている場合は、主たる指導管理の所定点数を算定する。

2.算定要件と留意点

算定要件

- ・ 緊急事態に対処できるよう施設の体制、患者の選定等に十分留意すること。
- ・ 入院施設を有しない診療所が在宅療養指導管理料を算定するに当たっては、
緊急時に必要かつ密接な連携を取り得る入院施設を有する他の保険医療機関において、緊急入院ができる病床が常に確保されていることが必要であること。
- ・ 指示した根拠、指示事項（方法、注意点、緊急時の措置を含む。）、
指導内容の要点を診療録に記載すること。

2.算定要件と留意点

算定要件（衛生材料の支給）

- ・ 衛生材料の支給に当たって、訪問看護計画書により必要とされる衛生材料等の量について報告があった場合、医師は報告を基に療養上必要な量について判断の上、患者へ衛生材料等を支給する。
- ・ 衛生材料等の使用実績について報告があった場合は、医師はその内容を確認した上で、衛生材料等の量の調整、種類の変更等の指導管理を行う。

2.算定要件と留意点

算定要件（衛生材料の支給）

- ・ 衛生材料の支給に当たって、訪問看護計画書により必要とされる衛生材料等の量について報告があった場合、医師は報告を基に療養上必要な量について判断の上、患者へ衛生材料等を支給する。
- ・ 衛生材料等の使用実績について報告があった場合は、医師はその内容を確認した上で、衛生材料等の量の調整、種類の変更等の指導管理を行う。

2.算定要件と留意点

算定要件（衛生材料の支給）

- ・ 訪問看護計画書等を基に衛生材料等を支給する際、**保険薬局(※)**に対して、必要な衛生材料等の提供を指示することができる。

※患者に対して**在宅患者訪問薬剤管理指導**を行っており、
地域支援体制加算又は**在宅患者調剤加算**の届出を行っているものに限る。

2.算定要件と留意点

算定要件（衛生材料の支給）

- ・当該指導管理に要するアルコール等の消毒薬、衛生材料（脱脂綿、ガーゼ、絆創膏等）、酸素、注射器、注射針、翼状針、カテーテル、膀胱洗浄用注射器、クレンメ等は、当該保険医療機関が提供すること。
- ※なお、当該医療材料の費用は、別に診療報酬上の加算等として評価されている場合を除き所定点数に含まれ、別に算定できない。

1.在宅療養指導管理料とは？

留意点

退院月の患者さんに対する留意点



1.在宅療養指導管理料とは？

留意点①

- ・入院中の患者に対して、退院時に退院後の指導管理を行った場合には、退院の日 1 回に限り、在宅療養指導管理料の所定点数を算定できる。
- ・この場合においては、当該保険医療機関において退院月に外来、往診又は訪問診療にて行った指導管理の費用は算定できない。
- ・死亡退院の場合、他の病院若しくは診療所へ入院するため転院した場合には算定できない。

1.在宅療養指導管理料とは？

B病院

- ・11月1日 退院。
- ・退院日には、退院後の療養に向けた在宅療養指導管理を実施。

Aさん

B病院で算定は…

- ・退院日に、在宅療養指導管理料が算定できる。
- ・ただし、11月中の**以降の診察では**指導管理を行っても算定出来ない。

1.在宅療養指導管理料とは？

留意点②

- ・退院した患者に対して、退院月に外来、往診又は訪問診療において指導管理を行った場合は、退院日に在宅療養指導管理料を算定していない場合に限り、在宅療養指導管理料を算定することができる。

1.在宅療養指導管理料とは？



- ・11月1日 退院。
 - ・退院日に在宅療養指導管理は実施していない。
- 11月10日 外来を受診。
在宅療養指導管理を実施。



B病院で算定は・・・

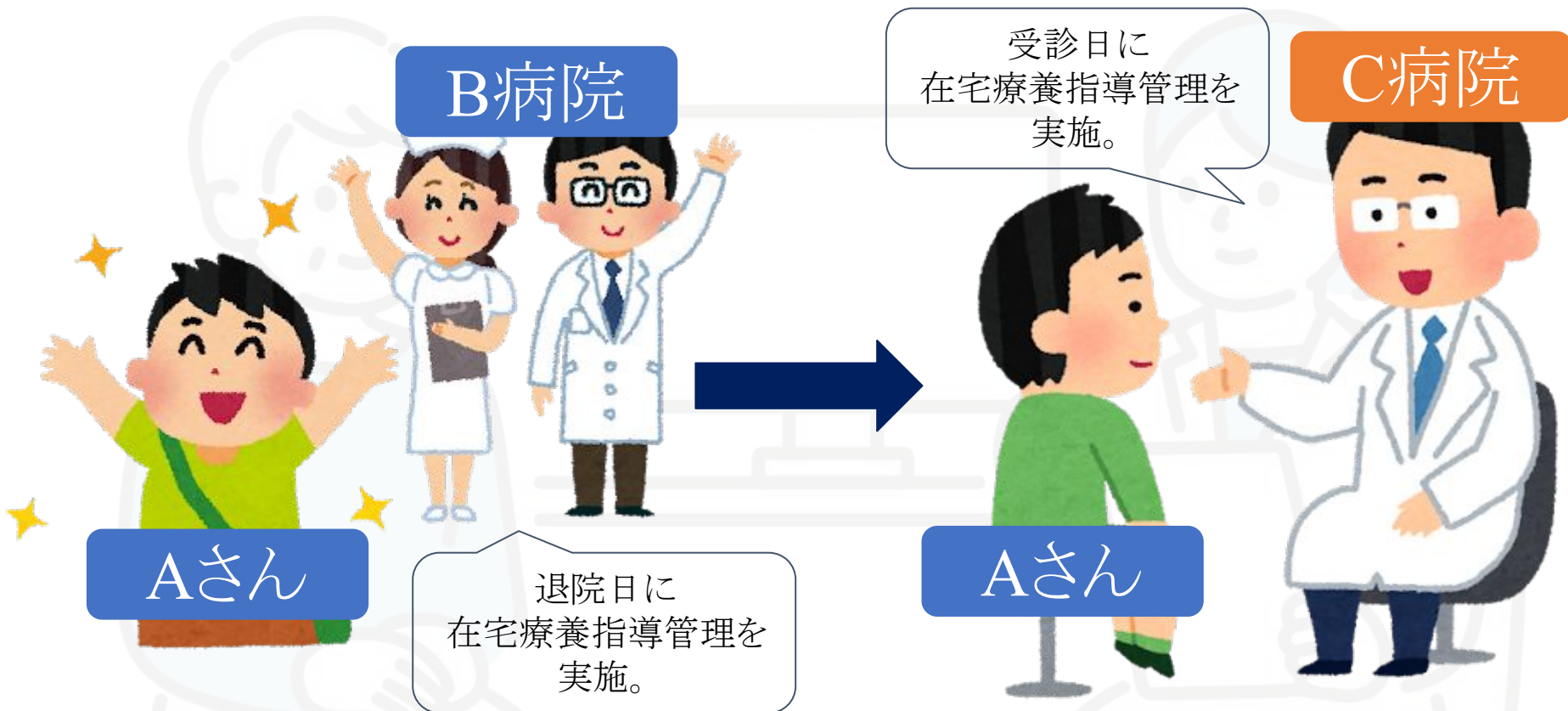
- ・外来の受診日に算定ができる。
- ・ただし、退院日に在宅療養指導管理料を算定していた場合は算定できない。

1.在宅療養指導管理料とは？

留意点③

- ・ 退院日に在宅療養指導管理料を算定した保険医療機関
以外の保険医療機関において在宅療養指導管理料を算定する場合においては、
診療報酬明細書の摘要欄に算定理由を記載すること。
- ・ このため、在宅療養指導管理料を算定する場合は、患者に対し
当該月の入院の有無を確認すること。

1.在宅療養指導管理料とは？



1.在宅療養指導管理料とは？

B病院

受診日に
在宅療養指導管理を
実施

C病院

B病院、C病院ともに
在宅療養指導管理料が算定できる。

※ただし、C病院はレセプトにコメントが必要。

在宅療養指導管理を
実施。

4.まとめ、質疑応答

質疑応答

ご清聴ありがとうございました
ご不明点、ご質問はメールにてお問い合わせください。



info@medical-takt.com

次回：11月28日（金）13：00～